

門真市介護予防・生活支援サービス事業の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める要綱

目次

第1章 総則（第1条―第4条）

第2章 介護予防訪問介護相当サービス

第1節 基本方針（第5条）

第2節 人員に関する基準（第6条・第7条）

第3節 設備に関する基準（第8条）

第4節 運営に関する基準（第9条―第41条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第42条―第44条）

第3章 訪問型サービスA（緩和型）

第1節 基本方針（第45条）

第2節 人員に関する基準（第46条・第47条）

第3節 設備に関する基準（第48条）

第4節 運営に関する基準（第49条―第52条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第53条・第54条）

第4章 介護予防通所介護相当サービス

第1節 基本方針（第55条）

第2節 人員に関する基準（第56条・第57条）

第3節 設備に関する基準（第58条）

第4節 運営に関する基準（第59条―第69条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第70条―第73条）

第5章 通所型サービスA（緩和型）

第1節 基本方針（第74条）

第2節 人員に関する基準（第75条・第76条）

第3節 設備に関する基準（第77条）

第4節 運営に関する基準（第78条・第79条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第80条―第83条）

第6章 雑則（第84条・第85条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業（以下「第1号事業」という。）の人員、設備及び運営に関する基準等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 第1号事業者 第1号事業を行う者をいう。
- (2) 指定事業者 法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。
- (3) 指定第1号事業 指定事業者の当該指定に係る第1号事業を行う事業所により行われる第1号事業をいう。
- (4) 介護予防訪問介護相当サービス 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（以下「第1号訪問事業」という。）のうち介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の6第1号に規定する旧介護予防訪問介護に係る基準により実施されるものをいう。
- (5) 訪問型サービスA（緩和型） 第1号訪問事業のうち、第3章に定める緩和した基準により実施されるものをいう。
- (6) 介護予防通所介護相当サービス 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（以下「第1号通所事業」という。）のうち省令第140条の63の6第1号に規定する旧介護予防通所介護に係る基準により実施されるものをいう。
- (7) 通所型サービスA（緩和型） 第1号通所事業のうち、第5章に定める緩和した基準により実施されるものをいう。
- (8) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- (9) 第1号事業支給費 法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業に要した費用をいう。
- (10) 利用料 第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る利用者が負担すべき

対価をいう。

- (11) 第1号事業支給費用基準額 法第115条の45の3第2項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した費用の額（その額が現に当該指定第1号事業に要した費用の額を超えるときは、当該費用の額）をいう。
- (12) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり当該指定事業者を支払われる場合における当該第1号事業支給費に係る指定第1号事業をいう。
- (13) 介護予防支援事業者 法第58条第1項に規定する指定介護予防支援及び法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を行う者をいう。
- (14) 介護予防ケアマネジメント 法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業による支援をいう。

2 前項に掲げるもののほか、この要綱において使用する用語は、法及び省令において使用する用語の例による。

（指定事業者の一般原則）

第3条 指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定第1号事業の提供に努めなければならない。

2 指定事業者は、地域との結び付きを重視した運営を行い、市、他の第1号事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

3 指定事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定事業者は、利用者の権利の保護のため必要があると認められる場合には、関係機関と連携し、成年後見制度の利用を支援するよう努めなければならない。

5 指定事業者は、指定第1号事業を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

（市外の事業所に係る指定の基準）

第4条 法第115条の45の5第1項の申請に係る事業所が門真市の区域の外にある場合において、当該事業所が所在する市町村の介護予防訪問介護相当サービス又は介

護予防通所介護相当サービスに相当するサービスを実施する事業者として指定を受けているときは、この要綱に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第2章 介護予防訪問介護相当サービス

第1節 基本方針

(基本方針)

第5条 指定第1号事業に該当する介護予防訪問介護相当サービス（以下「指定訪問型相当サービス」という。）の事業は、その利用者が可能な限り居宅において、居宅要支援被保険者等である状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(訪問介護員等の人員)

第6条 指定訪問型相当サービスの事業を行う者（以下「指定訪問型相当サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問型相当サービス事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等(指定訪問型相当サービスの提供に当たる介護福祉士又は介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第3条第1項に規定する養成研修修了者をいう。以下この節から第5節までにおいて同じ。)の員数の基準は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

2 指定訪問型相当サービス事業者は、指定訪問型相当サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定訪問型相当サービス事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問型相当サービスの事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定訪問型相当サービス及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当

該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

- 3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規の指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成24年厚生労働省告示第118号）に定める者であって、専ら指定訪問型相当サービスに従事する者をもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定訪問型相当サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。
- 5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定訪問型相当サービス事業所において、サービス提供責任者の業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定訪問型相当サービス事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50人又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。
- 6 指定訪問型相当サービス事業者が、指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問型相当サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第5項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第7条 指定訪問型相当サービス事業者は、指定訪問型相当サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問型相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問型相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事す

ることができる。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第8条 指定訪問型相当サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問型相当サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 指定訪問型相当サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問型相当サービス及び指定訪問介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 指定訪問型相当サービス事業者は、指定訪問型相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定訪問型相当サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織（指定訪問型相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定訪問型相当サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定訪問型相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて、前項に規

定する重要事項を送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定訪問型相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定訪問型相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルに記録された事項を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 指定訪問型相当サービス事業者は、電磁的方法により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定訪問型相当サービス事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た指定訪問型相当サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(運営規程)

第10条 指定訪問型相当サービス事業者は、指定訪問型相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておくものとする。

- (1) 事業者及び事業所の概要（名称、所在地、連絡先等）
- (2) 通常の事業の実施地域（当該指定訪問型相当サービス事業所が通常時に指定訪問型相当サービスを提供する地域をいう。第13条及び第22条において同じ。）
- (3) 事業の目的及び運営方針
- (4) 提供するサービスの内容
- (5) 営業日及び営業時間
- (6) 事業所の職員体制及び管理者氏名
- (7) 利用料及びその他の費用の額
- (8) 利用料の請求及び支払方法
- (9) 衛生管理
- (10) 緊急時における対応方法
- (11) 事故発生時の対応（損害賠償の方法を含む。）
- (12) 苦情処理の体制及び手順並びに苦情相談の窓口・連絡先
- (13) 秘密保持及び個人情報の保護（使用同意等）
- (14) 高齢者虐待防止
- (15) サービス提供の記録
- (16) サービス利用に当たっての留意事項
（介護等の総合的な提供）

第11条 指定訪問型相当サービス事業者は、指定訪問型相当サービスの事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

（提供拒否の禁止）

第12条 指定訪問型相当サービス事業者は、正当な理由なく指定訪問型相当サービスの提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時等の対応）

第13条 指定訪問型相当サービス事業者は、当該指定訪問型相当サービス事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問型相当サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る地域包括支援センター及び介護予防支援事業者（以下「地域包括支援センター等」という。）

への連絡、適当な他の訪問型サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

- 2 指定訪問型相当サービス事業者は、当該指定訪問型相当サービスの事業を廃止し、又は休止する場合にあっては、当該事業の廃止又は休止の日以降においても引き続き当該指定訪問型相当サービスの事業に相当するサービスの提供を希望する利用申込者に対し、必要な指定訪問型相当サービス等が継続的に提供されるよう地域包括支援センター等及びその他の関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(受給資格等の確認)

第14条 指定訪問型相当サービス事業者は、当該指定訪問型相当サービスの提供を求められた場合は、その提供を求める者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、居宅要支援被保険者等に該当する者であること又はその有効期間を確認しなければならない。

- 2 指定訪問型相当サービス事業者は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問型相当サービスを提供するよう努めなければならない。

(要支援認定等の申請等に係る援助)

第15条 指定訪問型相当サービス事業者は、指定訪問型相当サービスの提供の開始に際し、居宅要支援被保険者等に該当していない利用申込者については、要支援認定の申請又は省令第140条の62の4第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する旨の判定（以下「事業対象者の判定」という。）が既に行われているかどうかを確認し、当該申請又は当該判定が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請又は当該判定が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定訪問型相当サービス事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新又は事業対象者の判定が、次に掲げる時期までになされるよう必要な援助を行わなければならない。

- (1) 要支援認定の更新の申請が必要と認めるときは、遅くとも当該利用者が受けている有効期間が終了する30日前

- (2) 事業対象者の判定の申請を再度要すると認めるときは、当該利用者が受けている有効期間が終了する 2 週間前
(心身の状況等の把握)

第16条 指定訪問型相当サービス事業者は、指定訪問型相当サービスの提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、当該利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(地域包括支援センター等との連携)

第17条 指定訪問型相当サービス事業者は、指定訪問型相当サービスの提供に当たっては、地域包括支援センター等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。

- 2 指定訪問型相当サービス事業者は、指定訪問型相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センター等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第18条 指定訪問型相当サービス事業者は、指定訪問型相当サービスの開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、法第58条に基づく介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメントによる計画（以下「介護予防ケアプラン」という。）の作成を地域包括支援センター等に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、当該指定訪問型相当サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、地域包括支援センター等に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防ケアプランに沿ったサービスの提供及び変更の援助)

第19条 指定訪問型相当サービス事業者は、介護予防ケアプランに沿った指定訪問型相当サービスを提供しなければならない。

- 2 指定訪問型相当サービス事業者は、利用者が介護予防ケアプランの変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センター等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第20条 指定訪問型相当サービス事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携帯させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第21条 指定訪問型相当サービス事業者は、指定訪問型相当サービスを提供した際には、当該指定訪問型相当サービスの提供日及び内容、当該指定訪問型相当サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、当該利用者の介護予防ケアプランを記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定訪問型相当サービス事業者は、指定訪問型相当サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を当該利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第22条 指定訪問型相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問型相当サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問型相当サービスに係る第1号事業費用基準額から当該指定訪問型相当サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問型相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問型相当サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問型相当サービスに係る第1号事業費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定訪問型相当サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問型相当サービスを行う場合に要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定訪問型相当サービス事業者は、前項の交通費の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第23条 指定訪問型相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問型相当サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問型相当サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(家族等に対するサービス提供の禁止)

第24条 指定訪問型相当サービス事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問型相当サービスの提供をさせてはならない。

2 前項のほか指定訪問型相当サービス事業者は、訪問介護員等に、その配偶者又は三親等内の親族である利用者に対する指定訪問型相当サービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市への通知)

第25条 指定訪問型相当サービス事業者は、指定訪問型相当サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに指定訪問型相当サービスの利用に関する指示に従わないことにより、支援の状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第26条 訪問介護員等は、現に指定訪問型相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問型相当サービス事業者は、利用者が指定訪問型相当サービスを利用する際の緊急事態に対応できる体制を確保するため、安全管理マニュアルを整備するとともに、必要に応じて当該マニュアルの改正を行わなければならない。なお、当該マニュアルには緊急時の対応フローを盛り込むものとする。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第27条 指定訪問型相当サービス事業所の管理者は、当該指定訪問型相当サービス事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定訪問型相当サービス事業所の管理者は、当該指定訪問型相当サービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。
 - 3 サービス提供責任者（第6条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節及び次節において同じ。）は、次に掲げる業務を行わなければならない。
 - (1) 指定訪問型相当サービスの利用の申込みに係る調整をすること。
 - (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
 - (3) 地域包括支援センター等に対し、指定訪問型相当サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。
 - (4) サービス担当者会議への出席等により、地域包括支援センター等との連携を図ること。
 - (5) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
 - (6) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
 - (7) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
 - (8) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。
- （勤務体制の確保）

第28条 指定訪問型相当サービス事業者は、利用者に対し適切な指定訪問型相当サービスを提供できるよう、指定訪問型相当サービス事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定訪問型相当サービス事業者は、指定訪問型相当サービス事業所ごとに、当該指定訪問型相当サービス事業所の訪問介護員等によって指定訪問型相当サービスを提供しなければならない。
- 3 指定訪問型相当サービス事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 指定訪問型相当サービス事業者は、適切な指定訪問型相当サービスの提供を確保

する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第29条 指定訪問型相当サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問型相当サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問型相当サービス事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定訪問型相当サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第30条 指定訪問型相当サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行わなければならない。

2 指定訪問型相当サービス事業者は、指定訪問型相当サービス事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めなければならない。

3 指定訪問型相当サービス事業者は、当該指定訪問型相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定訪問型相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定訪問型相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定訪問型相当サービス事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

(掲示)

第31条 指定訪問型相当サービス事業者は、指定訪問型相当サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定訪問型相当サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問型相当サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

(秘密保持等)

第32条 指定訪問型相当サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定訪問型相当サービス事業者は、当該指定訪問型相当サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

3 指定訪問型相当サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第33条 指定訪問型相当サービス事業者は、指定訪問型相当サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(不当な働きかけの禁止)

第34条 指定訪問型相当サービス事業者は、介護予防ケアプランの作成又は変更に際し、地域包括支援センター等の従業者又は居宅要支援被保険者等に対して、利用者に必要のないサービスを当該介護予防ケアプランに位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止)

第35条 指定訪問型相当サービス事業者は、地域包括支援センター等及びその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情への対応)

第36条 指定訪問型相当サービス事業者は、提供した指定訪問型相当サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付け

るための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定訪問型相当サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定訪問型相当サービス事業者は、提供した指定訪問型相当サービスに関し、法第115条の45の7第1項の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定訪問型相当サービス事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
- 5 指定訪問型相当サービス事業者は、提供した指定訪問型相当サービスに係る利用者からの苦情に関し国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定訪問型相当サービス事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第37条 指定訪問型相当サービス事業者は、指定訪問型相当サービスの運営に当たっては、市が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めなければならない。

- 2 指定訪問型相当サービス事業者は、指定訪問型相当サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問型相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問型相当サービスの提供を行うよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第38条 指定訪問型相当サービス事業者は、利用者に対する指定訪問型相当サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定訪問型相当サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

- 3 指定訪問型相当サービス事業者は、利用者に対する指定訪問型相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第39条 指定訪問型相当サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定訪問型相当サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定訪問型相当サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定訪問型相当サービス事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第40条 指定訪問型相当サービス事業者は、指定訪問型相当サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問型相当サービスの事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第41条 指定訪問型相当サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定訪問型相当サービス事業者は、利用者に対する指定訪問型相当サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- (1) 第43条第1項第2号に規定する指定訪問型相当サービス計画
 - (2) 第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第25条の規定による市への通知に係る記録
 - (4) 第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定訪問型相当サービスの基本取扱方針)

第42条 指定訪問型相当サービスは、利用者の介護予防に資するよう目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定訪問型相当サービス事業者は、自らその提供する指定訪問型相当サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定訪問型相当サービス事業者は、指定訪問型相当サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態等とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定訪問型相当サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定訪問型相当サービス事業者は、指定訪問型相当サービスの提供に当たっては、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定訪問型相当サービスの具体的取扱方針)

第43条 訪問介護員等の行う指定訪問型相当サービスの方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定訪問型相当サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問型相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した個別サービス計画(以下「指定訪問型相当サービス計画」という。)を作成するものとする。
- (3) 指定訪問型相当サービス計画は、既に介護予防ケアプランが作成されている場合は、当該介護予防ケアプランの内容に沿って作成しなければならない。
- (4) サービス提供責任者は、指定訪問型相当サービス計画の作成に当たっては、そ

の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

- (5) サービス提供責任者は、指定訪問型相当サービス計画を作成した際には、当該サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定訪問型相当サービスの提供に当たっては、指定訪問型相当サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定訪問型相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 指定訪問型相当サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) サービス提供責任者は、指定訪問型相当サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該指定訪問型相当サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防ケアプランを作成した地域包括支援センター等に報告するとともに、当該指定訪問型相当サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、1回以上は、当該指定訪問型相当サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (10) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防ケアプランを作成した地域包括支援センター等に報告しなければならない。
- (11) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて指定訪問型相当サービス計画の変更を行うものとする。

2 前項第1号から第10号までの規定は、同項第11号に規定する指定訪問型相当サービス計画の変更について準用する。

（指定訪問型相当サービスの提供に当たっての留意点）

第44条 指定訪問型相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定訪問型相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援又は介護予防マネジメントにおけるアセスメントにおいて把握された課題、指定訪

問型相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

- (2) 指定訪問型相当サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援及び他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第3章 訪問型サービスA（緩和型）

第1節 基本方針

（基本方針）

第45条 指定第1号事業に該当する訪問型サービスA（緩和型）（以下「指定訪問型サービスA」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその者の居宅において、その状態等を踏まえながら日常生活に必要な家事等の生活援助の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上をめざすものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第46条 指定訪問型サービスAの事業を行う者（以下「指定訪問型サービスA事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問型サービスA事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定訪問型サービスAの提供に当たる介護福祉士、政令第3条第1項に規定する養成研修修了者、市長が指定する生活援助従事者研修修了者又は指定訪問型サービスA事業者が市長の指定する生活援助従事者研修と同等の研修を受講させた者をいう。以下この節から第5節までにおいて同じ。）の員数の基準は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

- 2 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業所ごとに、従業者のうち、指定訪問型サービスAの事業を適切に行うために必要と認められる数の者を訪問事業責任者としなければならない。
- 3 前項の訪問事業責任者は、専ら指定訪問型サービスAに従事するものをもって充てなければならない。
- 4 指定訪問型サービスA事業者が、指定訪問介護事業者又は指定訪問型相当サービスの指定を併せて受け、かつ、指定訪問型サービスAの事業と指定訪問介護及び指定訪問型相当サービスの事業のうち1以上の事業所について同一の事業所において

一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第5項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第47条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問型サービスA事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問型サービスA事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第48条 指定訪問型サービスA事業所には、事業運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問型サービスAの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定訪問型サービスA事業者が指定訪問介護事業者又は指定訪問型相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問型サービスAの事業と指定訪問介護又は指定訪問型相当サービスの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(生活援助の総合的な提供)

第49条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスAの事業の運営に当たっては、調理、洗濯、掃除等の家事その他の生活援助を常に総合的に提供するものとし、生活援助のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

(サービスの提供の記録)

第50条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスAを提供した際には、当該指定訪問型サービスAの提供日及び内容、当該指定訪問型サービスAについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、当該利用者の介護予防ケアプランを記載した書面

又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

- 2 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスAを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を当該利用者に対して提供しなければならない。

(記録の整備)

第51条 指定訪問型サービスA事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定訪問型サービスA事業者は、利用者に対する指定訪問型サービスAの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 第53条第1項第2号に規定する指定訪問型サービスA計画
 - (2) 前条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 次条において準用する第25条の規定による市への通知に係る記録
 - (4) 次条において準用する第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第52条 第9条及び第10条、第12条から第20条まで並びに第22条から第40条までの規定は、指定訪問型サービスAの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「指定訪問型相当サービス」とあるのは「指定訪問型サービスA」と、第9条、第20条、第24条、第26条から第31条まで及び第39条の規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第27条中「サービス提供責任者」とあるのは「訪問事業責任者」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定訪問型サービスAの具体的取扱方針)

第53条 従業者の行う指定訪問型サービスAの方針は、第45条に規定する基本方針及び次条において準用する第42条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定訪問型サービスAの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状

況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

- (2) 訪問事業責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問型サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した個別サービス計画（以下「指定訪問型サービスA計画」という。）を必要に応じて作成するものとする。
- (3) 指定訪問型サービスA計画は、既に介護予防ケアプランが作成されている場合は、当該介護予防ケアプランの内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 訪問事業責任者は、指定訪問型サービスA計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- (5) 訪問事業責任者は、指定訪問型サービスA計画を作成した際には、当該サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定訪問型サービスAの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うものとする。
- (7) 訪問事業責任者は、サービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防ケアプランを作成した地域包括支援センター等に報告するものとする。
- (8) 訪問事業責任者は、指定訪問型サービスA計画を作成した場合は、必要に応じて計画内容の変更を行うものとする。

2 前項第1号から第7号までの規定は、同項第8号に規定する指定訪問型サービスA計画の変更について準用する。

（準用）

第54条 第42条及び第44条の規定は、指定訪問型サービスAの事業について準用する。
この場合において、これらの規定中「指定訪問型相当サービス」とあるのは「指定訪問型サービスA」と読み替えるものとする。

第4章 介護予防通所介護相当サービス

第1節 基本方針

(基本方針)

第55条 指定第1号事業に該当する介護予防通所介護相当サービス（以下「指定通所型相当サービス」という。）の事業は、その利用者が可能な限り居宅において、居宅要支援被保険者等である状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上をめざすものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従事者の員数)

第56条 指定通所型相当サービスの事業を行う者（以下「指定通所型相当サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定通所型相当サービス事業所」という。）ごとに置くべき従事者の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定通所型相当サービスの提供日ごとに、当該指定通所型相当サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所型相当サービスの提供に当たる者をいう。以下この節において同じ。）が勤務している時間数の合計を当該指定通所型相当サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 利用定員が10名を超える場合は、指定通所型相当サービスの単位ごとに、専ら当該指定通所型相当サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 指定通所型相当サービスの単位ごとに、当該指定通所型相当サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所型相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所型相当サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定通所型相当サービス事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定、指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所型相当サービスの事業と指定通

所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）、指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）の事業のうち1以上の事業について同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定通所型相当サービス、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあっては1人以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 指定通所型相当サービス事業所の利用定員（当該指定通所型相当サービス事業所において同時に指定通所型相当サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定通所型相当サービスの単位ごとに、当該指定通所型相当サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定通所型相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保するために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定通所型相当サービス事業者は、指定通所型相当サービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定通所型相当サービスに従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所型相当サービスの単位の介護職員として従事することができる。
- 5 前各項の指定通所型相当サービスの単位は、指定通所型相当サービスであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所型相当サービス事業所の他の職務に従事することができる。
- 7 第1項第1号の生活相談員又は同項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤で

なければならない。

- 8 指定通所型相当サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所型相当サービスと指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業のうち1以上の事業について同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項まで又は指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(管理者)

第57条 指定通所型相当サービス事業者は、指定通所型相当サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所型相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所型相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第58条 指定通所型相当サービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所型相当サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

- 3 第1項に規定する設備は、専ら当該指定通所型相当サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所型相当サービスの提供

に支障がない場合は、この限りでない。

- 4 前項ただし書の場合（指定通所型相当サービス事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所型相当サービス以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に市に届け出るものとする。
- 5 指定通所型相当サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所型相当サービスと指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業のうち1以上の事業について同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス等基準第22条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（運営規程）

第59条 指定通所型相当サービス事業者は、指定通所型相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておくものとする。

- (1) 事業者及び事業所の概要（名称、所在地、連絡先等）
- (2) 通常の事業の実施地域（当該指定通所型相当サービス事業所が通常時に指定通所型相当サービスを提供する地域をいう。次条及び第69条で準用する第13条において同じ。）
- (3) 事業の目的及び運営方針
- (4) 提供するサービスの内容
- (5) 営業日及び営業時間
- (6) 事業所の職員体制及び管理者氏名
- (7) 利用料及びその他の費用の額
- (8) 利用料の請求及び支払方法
- (9) 衛生管理
- (10) 緊急時における対応方法
- (11) 事故発生時の対応（損害賠償の方法を含む。）
- (12) 非常災害対策

- (13) 苦情処理の体制及び手順並びに苦情相談の窓口・連絡先
- (14) 秘密保持及び個人情報の保護（使用同意等）
- (15) 高齢者虐待防止
- (16) サービス提供の記録
- (17) サービス利用に当たっての留意事項
（利用料等の受領）

第60条 指定通所型相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所型相当サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所型相当サービスに係る第1号事業費用基準額から当該指定通所型相当サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定通所型相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所型相当サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所型相当サービスに係る第1号事業費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定通所型相当サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 食事の提供に要する費用
- (3) おむつ代
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定通所型相当サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第2号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）によるものとする。

5 指定通所型相当サービス事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（管理者の責務）

第61条 指定通所型相当サービス事業所の管理者は、当該指定通所型相当サービス事業所の従事者の管理、指定通所型相当サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定通所型相当サービス事業所の管理者は、当該指定通所型相当サービス事業所の従事者にこの要綱の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。
(勤務体制の確保等)

第62条 指定通所型相当サービス事業者は、利用者に対し適切な指定通所型相当サービスを提供できるよう、指定通所型相当サービス事業所ごとに従事者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定通所型相当サービス事業者は、指定通所型相当サービス事業所ごとに、当該指定通所型相当サービス事業所の従事者によって指定通所型相当サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 3 指定通所型相当サービス事業者は、全ての指定通所型相当サービス従事者に対し認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるとともに、全ての指定通所型相当サービス従事者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第63条 指定通所型相当サービス事業者は、利用定員を超えて指定通所型相当サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第64条 指定通所型相当サービス事業者は、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従事者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

- 2 指定通所型相当サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第65条 指定通所型相当サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設

備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所型相当サービス事業者は、当該指定通所型相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定通所型相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、指定通所型相当サービス従事者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定通所型相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定通所型相当サービス事業所において、指定通所型相当サービス従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

（事故発生時の対応）

第66条 指定通所型相当サービス事業者は、利用者に対する指定通所型相当サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所型相当サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定通所型相当サービス事業者は、利用者に対する指定通所型相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定通所型相当サービス事業者は、第58条第4項の指定通所型相当サービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

（地域との連携等）

第67条 指定通所型相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定通所型相当サービス事業者は、指定通所型相当サービス事業所の所在する建

物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所型相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所型相当サービスの提供を行うよう努めなければならない。

(記録の整備)

第68条 指定通所型相当サービス事業者は、従事者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定通所型相当サービス事業者は、利用者に対する指定通所型相当サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第71条第1項第2号に規定する指定通所型相当サービス計画

(2) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第25条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第66条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第69条 第9条、第12条から第19条まで、第21条、第23条、第25条、第26条、第29条、第31条から第36条まで、第39条及び第40条の規定は、指定通所型相当サービスの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「指定訪問型相当サービス」とあるのは「指定通所型相当サービス」と、第9条、第29条及び第39条の規定中「訪問介護員等」とあるのは「従事者」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定通所型相当サービスの基本取扱方針)

第70条 指定通所型相当サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定通所型相当サービス事業者は、自らその提供する指定通所型相当サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定通所型相当サービス事業者は、指定通所型相当サービスの提供に当たり、単

に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態等とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定通所型相当サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定通所型相当サービス事業者は、指定通所型相当サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定通所型相当サービスの具体的取扱方針)

第71条 指定通所型相当サービスの方針は、第55条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針により、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定通所型相当サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議での情報共有等の適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

(2) 指定通所型相当サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定通所型相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した個別サービス計画（以下「指定通所型相当サービス計画」という。）を作成するものとする。

(3) 指定通所型相当サービス計画は、既に介護予防ケアプランが作成されている場合は、当該介護予防ケアプランに沿って作成しなければならない。

(4) 指定通所型相当サービス事業所の管理者は、指定通所型相当サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

(5) 指定通所型相当サービス事業所の管理者は、指定通所型相当サービス計画を作成した際は、当該指定通所型相当サービス計画を利用者に交付しなければならない。

- (6) 指定通所型相当サービスの提供に当たっては、指定通所型相当サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
 - (7) 指定通所型相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うものとする。
 - (8) 指定通所型相当サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
 - (9) 指定通所型相当サービス事業所の管理者は、指定通所型相当サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該指定通所型相当サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防ケアプランを作成した地域包括支援センター等に報告するとともに、当該指定通所型相当サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該指定通所型相当サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
 - (10) 指定通所型相当サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防ケアプランを作成した地域包括支援センター等に報告しなければならない。
 - (11) 指定通所型相当サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて指定通所型相当サービス計画の変更を行うものとする。
- 2 前項第1号から第10号までの規定は、同項第11号に規定する指定通所型相当サービス計画の変更について準用する。

（指定通所型相当サービスの提供に当たっての留意点）

第72条 指定通所型相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定通所型相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援又は介護予防マネジメントにおけるアセスメントにおいて把握された課題、指定通所型相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 指定通所型相当サービス事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービ

ス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。

- (3) 指定通所型相当サービス事業者は、指定通所型相当サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第73条 指定通所型相当サービス事業者は、指定通所型相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従事者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

- 2 指定通所型相当サービス事業者は、指定通所型相当サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

- 3 指定通所型相当サービス事業者は、指定通所型相当サービスの提供に当たり、事前に脈拍、血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

- 4 指定通所型相当サービス事業者は、指定通所型相当サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第5章 通所型サービスA（緩和型）

第1節 基本方針

(基本方針)

第74条 指定第1号事業に該当する通所型サービスA（緩和型）（以下「指定通所型サービスA」という。）の事業は、引きこもりがちな高齢者や軽度認知症等のリスクのある高齢者に対し、自立支援に資する通所サービスを提供することにより、利用者の生活機能の維持又は向上をめざすものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第75条 指定通所型サービスAの事業を行う者（以下「指定通所型サービスA事業者」

という。)が、当該事業を行う事業所(以下「指定通所型サービスA事業所」という。)ごとに置くべき従事者の員数は、指定通所型サービスAの単位ごとに、専ら当該指定通所型サービスAの提供に当たる従事者が1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては専ら当該指定通所型サービスAの提供に当たる従事者に加えて、当該利用者の数に応じて必要と認められる従事者数とする。

- 2 前項の規定に基づく従事者は、専ら指定通所型サービスAに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 3 前2項の指定通所型サービスAの単位は、指定通所型サービスAであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

(管理者)

第76条 指定通所型サービスA事業者は、指定通所型サービスA事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定通所型サービスA事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所型サービスA事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第77条 指定通所型サービスA事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるものとし、その面積は3平方メートルに利用定員(当該指定通所型サービスA事業所において同時に指定通所型サービスAの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)を乗じて得た面積以上とするほか、指定通所型サービスAの提供に必要な設備及び備品並びに消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を備えなければならない。

- 2 前項に掲げる設備は、専ら当該指定通所型サービスAの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所型サービスAの提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 3 前項ただし書の場合(指定通所型サービスA事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所型サービスA以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市に届け出るものとする。

- 4 指定通所型サービスA事業者が指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者又は指定通所型相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所型サービスAと指定通所介護、指定地域密着型通所介護又は指定通所型相当サービスの事業のうち1以上の事業について同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで、指定地域密着型サービス等基準第22条第1項から第3項まで又は第58条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(記録の整備)

第78条 指定通所型サービスA事業者は、従事者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定通所型サービスA事業者は、利用者に対する指定通所型サービスAの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第81条第1項第2号に規定する指定通所型サービスA計画
- (2) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 次条において準用する第25条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第66条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第79条 第9条、第12条から第19条まで、第21条、第23条、第25条、第26条、第29条、第31条から第36条まで、第39条及び第40条、第59条から第67条までの規定は、指定通所型サービスAの事業について準用する。この場合において、第9条、第12条から第19条まで、第21条、第23条、第25条、第29条、第31条から第36条まで、第39条及び第40条の規定中「指定訪問型相当サービス」とあるのは「指定通所型サービスA」と、第9条、第29条及び第39条の規定中「訪問介護員等」とあるのは「従事者」と、第59条から第67条までの規定中「指定通所型相当サービス」とあるのは「指定通所型サービスA」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定通所型サービスAの基本取扱方針)

第80条 指定通所型サービスAは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定通所型サービスA事業者は、自らその提供する指定通所型サービスAの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定通所型サービスA事業者は、指定通所型サービスAの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態等とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定通所型サービスA事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定通所型サービスA事業者は、指定通所型サービスAの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定通所型サービスAの具体的取扱方針)

第81条 指定通所型サービスAの方針は、第74条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針により、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定通所型サービスAの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議での情報共有等の適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 指定通所型サービスA事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定通所型サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した個別サービス計画（以下「指定通所型サービスA計画」という。）を必要に応じて作成するものとする。
- (3) 指定通所型サービスA計画は、既に介護予防ケアプランが作成されている場合は、当該介護予防ケアプランの内容に沿って作成しなければならない。

- (4) 指定通所型サービスA事業所の管理者は、指定通所型サービスA計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
 - (5) 指定通所型サービスA事業所の管理者は、指定通所型サービスA計画を作成した際には、当該サービス計画を利用者に交付しなければならない。
 - (6) 指定通所型サービスAの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うものとする。
 - (7) 指定通所型サービスA事業所の管理者は、サービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、利用者の状況、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防ケアプランを作成した地域包括支援センター等に報告するものとする。
 - (8) 指定通所型サービスA事業所の管理者は、指定通所型サービスA計画を作成した場合は、必要に応じて計画内容の変更を行うものとする。
- 2 前項第1号から第7号までの規定は、同項第8号に規定する指定通所型サービスA計画の変更について準用する。

(指定通所型サービスAの提供に当たっての留意点)

第82条 指定通所型サービスAの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、介護予防支援又は介護予防マネジメントにおけるアセスメントにおいて把握された課題、指定通所型サービスAの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めることに留意しながら行わなければならない。

- 2 指定通所型サービスA事業者は、指定通所型サービスAの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条において準用する第73条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮することに留意しながら行わなければならない。

(準用)

第83条 第73条の規定は、指定通所型サービスAの事業について準用する。この場合において第73条中「指定通所型相当サービス」とあるのは「指定通所型サービスA」

と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第84条 第1号事業者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 第1号事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

(細目)

第85条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。